

## ＜確認審査の迅速化関係＞



## 1. 確認申請図書の補正の対象の見直し

### (1) 運用改善の概要

確認申請図書の補正の対象については、「確認審査等に関する指針」(平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。)で定められており、従前は、「軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。)」とされていましたが、指針告示の改正により、「不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。)」とされました。

また、これまで、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)が補正又は追加説明書を求める場合には、法第 6 条第 13 項等に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨及びその理由を記載した通知書の交付(以下「法定通知」という。)を行い、指定確認検査機関の場合にあっては確認審査報告書を特定行政庁へ報告する等とされていました。今回の改正により、法定通知は、正当な理由がある場合に行うことが明確化され、原則として、建築主事等は申請者等に対して補正又は追加説明書の提出を書面の交付により求めることとなり、指定確認検査機関による確認審査報告書の特定行政庁への報告が不要となります。

なお、以下のような申請図書等は、従前のとおり、適正な確認申請書とは認められないので、提出されれば確認審査は終了することとなります。

- ・ 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの
- ・ 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの

### (2) 運用改善の詳細

#### 1) 補正対象について(補正が認められる「不備」)

申請図書等に不備があった場合、これまではその不備の程度が軽微なもの(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの)に限り、補正を行うとされていました。

今回、指針告示の改正により、「申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの」についても補正を行うことができるとされました。

したがって、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象と考えられます。

なお、指針告示第一第 5 項第四号では、これまでどおり、「確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。」とされており、申請者等の意思により計画の変更を行う場合にあっては、補正の対象とは認められません。この場合には、建築主事等が「不適合通知」や「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行い、確認審査を終了させる必要があります。

## 2) 補正等の手続き

これまで、建築主事等が確認審査で申請者等に対して指摘を行う場合については、申請図書等に軽微な不備がある又は申請図書等の記載事項に不明確な点があるとして、法定通知を行い、一定の期限を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることになっていました。

今回の指針告示の改正では、「申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき」に法定通知を行うことを明確化し、確認審査において建築主事等が補正又は追加説明書の提出を書面で求めることとされ、具体的には、申請図書等の不備の内容又は申請図書等の記載事項に不明確な内容を明らかにした書面を申請者等に交付（以下「補正等の書面の交付」という。）することとなりました。

補正等の書面の交付にあたっては、「相当の期限」を定めて補正や追加説明書の提出を求めることとされていますが、この「相当の期限」の目安としては、内容に応じて概ね2週間以内の一定期間が適切であると考えられます。この場合、当該書面の交付以降の申請者等が追加説明書等を作成する期間も、法第6条第4項の期間に含まれることとなります。したがって、「相当の期限」を経過しても補正等の求めに対する回答がない場合、又は回答があってもその内容が不十分な場合には、上述した「正当な理由」があるとして、法定通知を行うこととなります。（法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は同項の期間に含みません。）

補正等の書面の交付は、指摘事項を小出しにすることなく、まとめて示すことが原則です。ただし、申請者の便宜を踏まえ、意匠・構造・設備の分野ごとに個別に書面を交付することとしても差し支えないですが、この場合、すべての指摘ではないことを連絡するなど誤解を招くことがないように注意が必要です。

なお、4号建築物については、建築主事等は確認申請を受理した日から7日以内（指定確認検査機関においては、契約で定められた期限内）に審査を行わなければならないこととされており、補正又は追加説明書を求める内容が軽微で、迅速な対応が可能であると考えられるときは、補正等の書面の交付によることとなりますが、それ以外の場合にはこれらの手続きによらず、法定通知を行うことも可能です。

【表 1】補正等の手続きの概要

| 書面等の種類    | 根拠規定              | 書面等の交付を行う場合                                                                                                                       | 運用方法                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補正等の書面の交付 | 指針告示第一第五項第三号及び第四号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請図書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合</li> <li>・申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築主事等が、相当の期限（目安は概ね2週間以内の一定期間）を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めます。</li> <li>・この場合、補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間（法第6条第4項）に含まれます。</li> <li>・建築主事等は、まとめて補正等の書面を交付しますが、意匠分野・構造分野・設備分野別に補正等の書面を交付することもできます。</li> </ul> |
| 法定通知      | 法第6条第13項等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請図書等の記載によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由※があるとき</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、本通知により審査終了となりますが、建築主事等は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができます。この場合、法定通知以降の期間は確認審査期間（法第6条第4項）には含まれません。</li> </ul>                                                                                 |

※：法定通知を行う場合の「正当な理由」には次のものが該当します。

- ①建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、規則第2条第4項の規定により、構造計算適合性判定の対象となる場合には最大70日）内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合
- ②建築主事等が行った補正等の書面の内容について、定められた相当の期限までに申請者等が補正もしくは追加説明書の提出を行わない場合、又は、補正もしくは追加説明書の提出を行っても、その内容が不十分な場合

### ＜参考＞補正等の書面の交付の方法

建築主事等の指摘は、補正を求めるものも、追加説明書の提出を求めるものもありますので、補正等の書面の交付については、この両者を同じ書面で求めることができます。（補正等の書面の例は【モデル事例１】・【モデル事例２】のとおりです。）

### 【モデル事例１】申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める際の書面の例

#### 申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面

平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事又は指定確認検査機関名  
担当者名

下記による確認申請書は、申請書等に不備があり、又は申請書等の記載事項に不明確な点があります。

このため、平成 19 年国土交通省告示第 835 号第一第五項第三号の規定により下記の事項について申請図書等の補正又は追加説明書を求めます。

#### 記

1. 申請年月日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

（申請書等の補正又は追加説明書を求める事項）

別紙のとおり

（備考）

- ・ 申請書等を補正し、又は追加説明書を提出する期限は、平成 年 月 日です。

【モデル事例２】補正等の書面における「補正又は追加説明書を求める事項」の別紙の例

| 番号 | 該当図書<br>該当頁等 | 補正又は追加説明<br>書を求める事項<br>(指摘事項) | 指摘事項の内容・理由 | 回 答  |              | 備 考 |
|----|--------------|-------------------------------|------------|------|--------------|-----|
|    |              |                               |            | 回答内容 | 該当図書<br>該当頁等 |     |
| 1  |              |                               |            |      |              |     |
| 2  |              |                               |            |      |              |     |
| 3  |              |                               |            |      |              |     |
| 4  |              |                               |            |      |              |     |
| 5  |              |                               |            |      |              |     |

注１）回答欄以外は建築主事等が記入します。

注２）申請者等は、回答欄に建築主事等の指摘事項に対する回答内容等を記載して提出してください。

（本様式のコピー可）

※：建築主事等は、構造計算適合性判定機関からの構造計算適合性判定に係る指摘に基づき申請者等に補正又は追加説明書の提出を求めるときは、本表について、建築主事等からの指摘に係るものと構造計算適合性判定機関からの指摘に係るものを別葉とすることが望ましいと考えられます。

※：備考欄には、補正や追加説明の方法等を記載することが考えられます。

### 3) 補正等の方法

今回の指針告示の改正に伴う補正の対象の見直しにより、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となるため、建築主事等が申請図書等の「補正」を求めた場合には、修正後の申請図書等で修正前の申請図書等を補正することが可能となりました。

申請図書等の補正により不要となった申請図書等の取扱いは、建築主事等の判断に委ねられます。（返却、保存いずれでも可能です。）

補正等の書面の交付による建築主事等と申請者等のやりとり（【モデル事例２】を参考）は審査の経過に係るものとして保存することが必要です。

#### 4) 補正の取扱い

図面と構造計算書の補正では取扱いが異なる部分がありますので、その説明を行います。

##### A. 図面の補正の取り扱い

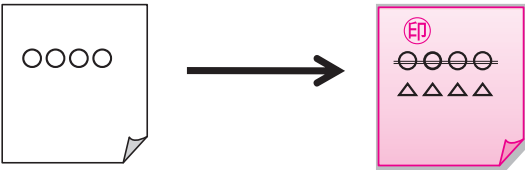
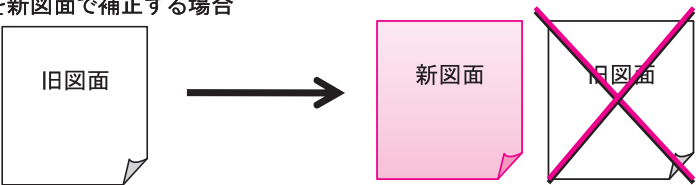
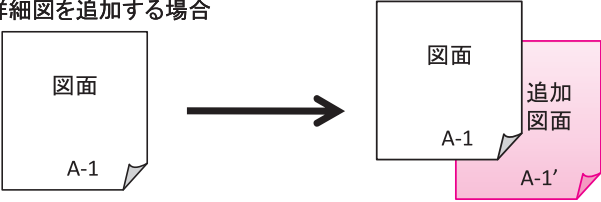
図面に不備があるため、建築主事等が補正を求めた場合の回答書の例は【モデル事例3】のとおりです。

##### 【モデル事例3】図面の補正の指摘

| 番号           | 該当図書<br>該当頁等                   | 補正又は追加説明書を<br>求める事項<br>(指摘事項) | 指摘事項の<br>内容・理由                                                                              | 回 答                                                                              |                        | 備 考        |
|--------------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|
|              |                                |                               |                                                                                             | 回答内容                                                                             | 該当図書<br>該当頁等           |            |
| 1            | 構造計算書<br>P. 123<br>構造図<br>S-03 | 鉄骨大梁の<br>使用材料                 | 構造計算書では鉄骨大梁の材質が SN490 となっていますが、構造図では SN400 となっており、不整合があります。                                 | 構造計算書にあわせ、新構造図で旧構造図を補正します。                                                       | 構造図<br>S-03            | 補正         |
| 2            | 構造計算書<br>P. 40<br>構造図<br>S-12  | 大梁のねじれ                        | 片持ちスラブが取りつく 2G8 は、反対側が吹き抜けとなっており大梁にねじれ応力が発生します。大梁についてねじれ応力に対する検討を追加してください。                  | 2G8 のねじれ応力に対する検討を行いました。検討の結果 2G8 の腹筋 2-D10 を 4-D16 とし、柱にアンカーさせるように新図面で旧図面を補正します。 | 追加説明書ー3<br>構造図<br>S-12 | 追加説明<br>補正 |
| (参考) 追加説明の事例 |                                |                               |                                                                                             |                                                                                  |                        |            |
| 3            | 構造図<br>S-10                    | 段差梁の処理                        | 2階床梁 X1 通り Y1-3間の G1 と G2 に段差がありますが、柱接合詳細(ハンチの有無や外ダイアフラムプレートまたは内ダイアフラムプレートの種別)について説明してください。 | 構造図 S-21 に接合詳細図を追記します。                                                           | 構造図<br>S-21            | 追加説明       |

図面の補正の方法は図示すると以下のとおりです。

【表 2】 図面の補正の方法

|                                  |                                                                                                                  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>建築主事等が図書の補正(訂正)を求めた場合       | <p>例)「〇〇〇〇」を「△△△△」に訂正する場合</p>  |
| ②<br>建築主事等が新図面により旧図面の補正を求めた場合    | <p>例)旧図面を新図面で補正する場合</p>        |
| (参考)<br>建築主事等が追加説明書として追加図面を求めた場合 | <p>例)図面に詳細図を追加する場合</p>         |

## B. 構造計算書の補正の取り扱い

構造計算書に不備があるため、建築主事等が補正を求めたときの回答書の例は【モデル事例 4】のとおりです。

【モデル事例 4】 構造計算書の補正の指摘

| 番号 | 該当図書<br>該当頁等                  | 補正又は追加説明書を求める事項<br>(指摘事項) | 指摘事項の内容・理由                                                            | 回 答                                                                  |                 | 備 考 |
|----|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|
|    |                               |                           |                                                                       | 回答内容                                                                 | 該当図書<br>該当頁等    |     |
| 1  | 構造計算書<br>P. 10                | 設計方針および構造計算書              | 設計方針では、「偏心率を 0.15 以下とする」と記載されていますが、計算結果では 2 階 X 方向の偏心率が 0.15 を超えています。 | 計算結果にあわせ、設計方針を補正(訂正)します。                                             | 構造計算書<br>P. 10  | 補正  |
| 2  | 構造計算書<br>P. 30<br>構造図<br>S-10 | 構造スリット                    | 3 階 Y2 通り X2-3 間の壁のスリット位置が構造図と構造計算書で異なります。                            | 構造図を正とし、構造計算について再検討を行いました。検討の結果、断面、配筋に変更はありませんが、新構造計算書で旧構造計算書を補正します。 | 構造計算書(一貫構造計算部分) | 補正  |

| (参考) 追加説明の事例 |                               |               |                                                                                                      |                                               |         |      |
|--------------|-------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------|------|
| 3            | 構造計算書<br>P. 120               | 杭の設計用せん断力     | 杭の設計用せん断力の数値の根拠が不明です。数値の根拠が確認できる資料を提出してください。                                                         | 数値の根拠が確認できる資料を提出します。                          | 追加説明書－4 | 追加説明 |
| 4            | 構造計算書<br>P. 56<br>構造図<br>S-12 | 床の面内せん断力 (S1) | 1階 Y1 通りに耐力壁 EW20 がありますが、Y1 通りには S1 スラブが 2m 程度しか取りついていません。2階から上階の地震力が、S1 により EW20 に伝達できることを確認してください。 | S1 スラブについて検討を追加します。検討の結果、スラブ厚さおよび配筋に変更はありません。 | 追加説明書－5 | 追加説明 |

一般に構造計算プログラムを用いて作成された構造計算書については、その入力データを修正すると、影響が広範囲にわたることが予想されます。このため、構造計算プログラムを用いて作成された構造計算書の補正を行う場合には、以下のとおり取り扱うことを原則とします。

- イ) 一貫構造計算プログラムを用いて作成された構造計算書について補正する場合は、一貫計算の出力部分をその一部について補正することは認められません。ただし、手計算及び部分計算プログラムを用いて作成された構造計算書について補正する場合は、部分的に補正したり、追加説明書としてそのまま残すことができます。
- ロ) 入力データの修正が適切に行われているか確認するための補足資料として新旧の構造計算書のエコーデータ比較表が必要となる場合があります（【モデル事例5】）。また、指摘事項等の内容に応じて「エラーメッセージ」や新旧計算結果の比較等が構造計算適合性判定機関から求められることもあります。
- ハ) 認定プログラムを用いた申請の場合には、申請者等は磁気ディスクの再提出が必要です。構造計算適合性判定機関は、当該磁気ディスクにより再計算を行い、補正された構造計算書との照合を行います。当初提出された磁気ディスクのデータを「エコーデータ比較表」に従って変更・再計算し、内容を確認することも可能です。

なお、提出された構造計算書のうち、補正の対象とならないものについては、追加説明書として取り扱います。この場合の対応方法は従来と変更ありませんが、荷重等に軽微な不整合があっても、建物全体に影響を及ぼさないことが確認できる追加説明書の場合にあっては、一貫計算の部分的な出力や再計算によらない部分的な検討でかまいません。

## 【モデル事例5】エコーデータ比較表の様式例

### エコーデータ比較表

補正後の構造計算書のエコーデータは、補正を求められた事項に係る入力データのみを修正したことを示すもので、下記に示した箇所以外のデータの修正は行っていません。

〇〇〇〇（構造設計を行った者の氏名を記載） 印

補正後の構造計算書のエコーデータ

申請時の構造計算書のエコーデータ

|                                                                        |                              |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| BUS-5 Ver.1.0.0.26                                                     | 123456 確認モデル                 |
| 0. 入力データ[データベース番号: 6.2.0.8、データ拡張子: BEE]                                |                              |
| 0001: VER /62                                                          |                              |
| 0002: SW1 / 2, 3                                                       |                              |
| 0003: TTL /OUTPUT_確認モデル, OUTPUT_確認モデル                                  |                              |
| 0004: BLD / 3, 2, 4, 0, 0                                              |                              |
| 0005: BLH / 1,, 3, 3                                                   |                              |
| 0006: BLK /800,800,860                                                 | ①                            |
| 0007: BLV /600,600                                                     |                              |
| 0008: BLZ /420,420,420,420                                             |                              |
| 0009: BNK /1,2,3,4                                                     |                              |
| 0010: BNY /A,B,C                                                       |                              |
| 0011: BNZ /1F,2F,3F,4F,5F                                              |                              |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | ②                            |
| 0031: MG1 /G1,3F,3F, 7,40,80,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15 |                              |
| 0032: /G1,2F,2F, 7,40,100,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15    |                              |
| 0033: /G1,2F,2F, 7,40,90,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15     |                              |
| 0034: /FG1,1F,1F, 7,40,120,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15   |                              |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | .                            |
| BUS001234 DBS.2.0.8                                                    | 2010/02/02 17:50 - 1 / 430 - |

|                                                                        |                              |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| BUS-5 Ver.1.0.0.26                                                     | 123456 確認モデル                 |
| 0. 入力データ[データベース番号: 6.2.0.8、データ拡張子: BEE]                                |                              |
| 0001: VER /62                                                          |                              |
| 0002: SW1 / 2, 3                                                       |                              |
| 0003: TTL /OUTPUT_確認モデル, OUTPUT_確認モデル                                  |                              |
| 0004: BLD / 3, 2, 4, 0, 0                                              |                              |
| 0005: BLH / 1,, 3, 3                                                   |                              |
| 0006: BLK /800,800,800                                                 | ①                            |
| 0007: BLV /600,600                                                     |                              |
| 0008: BLZ /420,420,420,420                                             |                              |
| 0009: BNK /1,2,3,4                                                     |                              |
| 0010: BNY /A,B,C                                                       |                              |
| 0011: BNZ /1F,2F,3F,4F,5F                                              |                              |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | ②                            |
| 0031: MG1 /G1,3F,3F, 7,40,80,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15 |                              |
| 0032: /G1,2F,2F, 7,40,100,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15    |                              |
| 0033: /G1,2F,2F, 7,40,70,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15     |                              |
| 0034: /FG1,1F,1F, 7,40,120,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15   |                              |
| .                                                                      | .                            |
| .                                                                      | .                            |
| BUS001234 DBS.2.0.8                                                    | 2010/01/02 11:28 - 1 / 430 - |